

米子市議会議長

(提出者)

住 所 鳥取県鳥取市富安 2 丁目 104-1 さざんか会館  
鳥取市ボランティア・市民活動センター情報ボックス 60 番  
団体名 えねみら・とっとり (エネルギーの未来を考える会)  
氏 名 共同代表 山中 幸子  
電話番号 080-6173-1318

件名) 立地自治体と同じ「事前了解権」のある安全協定に改定されるまで、中国電力に対して  
島根原子力発電所 3 号機の新規制基準適合性審査申請を認めないことを求める陳情

## 1. 要旨

中国電力に対して、立地自治体である松江市と同じ「事前了解権」のある安全協定に改定されるまで、島根原子力発電所 3 号機の新規制基準適合性審査の申請に関して、認めないでください。

## 2. 理由

中国電力は、5 月 22 日に、島根原子力発電所 3 号機の新規稼働に向けて国に適合性審査を申請するために、島根県と松江市に「事前了解」の申し入れを行い、鳥取県・境港市・米子市など周辺自治体には「事前報告」を行いました。

東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故において、原発から 50 km 以上離れた地域の人々でさえ、避難せざるを得なかった事実から学び、30 km 圏内の自治体では、現在、国の指針により避難計画を立てることを求められています。このように国がその危険を認めているにもかかわらず、電力会社と自治体が結ぶ安全協定において、立地自治体と周辺自治体で区別することに、合理的な理由は見つかりません。

島根原子力発電所 3 号機の規模は大きく、ひとたび事故が起きればその影響は計り知れません。住民の命を守ることは、自治体の重要な役割であることを考えれば、中国電力に対して立地自治体と同等の権利を持ち、責任をもって検証する必要があります。

以上の理由により、立地自治体と同じ「事前了解権」のある安全協定に改定されるまで、中国電力に対して島根原子力発電所 3 号機の新規制基準適合性審査申請を認めないことを求めます。

米子市議会議長

(提出者)

住 所 鳥取県鳥取市富安 2 丁目 104-1 さざんか会館  
鳥取市ボランティア・市民活動センター情報ボックス 60 番  
団体名 えねみら・とっとり (エネルギーの未来を考える会)  
氏 名 共同代表 山中 幸子  
電話番号 080-6173-1318

件名) 島根原子力発電所 3 号機の新規制基準適合性審査申請について、住民が十分に理解できるように、多くの個所で時間をかけて丁寧な説明会をすることを中国電力に求める陳情

## 1. 要旨

島根原子力発電所 3 号機の新規制基準適合性審査申請において、中国電力が開催している一般の住民に対する説明会は、米子市においては 1 回のみであり、建設前から何度も説明を受けてきた立地自治体と比べて回数も少なく、時間的にも十分とは言えません。事前に開催日時・場所を十分広報した後、住民の理解が得られるよう、多くの個所で十分に時間をかけて丁寧な説明会をするよう、求めてください。

## 2. 理由

中国電力は、5 月 22 日に、島根原子力発電所 3 号機の新規稼働に向けて国に適合性審査を申請するために、鳥根県と松江市に事前了解の申し入れを行い、鳥取県・境港市・米子市など周辺自治体には事前報告を行いました。

立地自治体では、平成 9 年の 3 号機建設の申し入れ以来、安全協定にしたがってその都度説明がおこなわれてきましたが、周辺自治体においては、平成 23 年の東京電力福島第一原子力発電所の事故後になってようやく、安全協定を結んだものの、立地自治体とは説明会の回数も異なり、この点においても区別され続けてきました。

しかし、原発事故から分かったことは、被害は立地自治体に止まらず、より広範囲に及ぶということです。もはや立地自治体と周辺自治体とで、区別する合理的な理由はありません。むしろ、周辺自治体が長年にわたり、説明を受けてこなかった事情を考えれば、立地自治体より多くの回数の説明会があってもいいはずです。

住民の中には、説明会があることを知らなかった方、希望しながら参加できなかった方が少なからずいます。

以上のような事情を踏まえた上で、島根原子力発電所 3 号機の新規制基準適合性審査申請について、住民が十分に理解できるように、多くの個所で時間をかけて丁寧な説明会をすることを中国電力に求めてください。

米子市議会議長

(提出者)

住 所 鳥取県鳥取市富安 2 丁目 104-1 さざんか会館  
鳥取市ボランティア・市民活動センター情報ボックス 60 番  
団体名 えねみら・とっとり (エネルギーの未来を考える会)  
氏 名 共同代表 山中 幸子  
電話番号 080-6173-1318

件名) 島根原子力発電所 2 号機・3 号機が稼働している時、深刻な事故が生じた場合の放射性物質拡散シミュレーションを提出することを中国電力に求める陳情

## 1. 要旨

島根原子力発電所において、深刻な事故が起きた場合、どのような被害があるのかを検討し、実効性のある避難計画を立てるために、中国電力に放射性物質拡散シミュレーションを提出することを求めてください。

## 2. 理由

中国電力は、5 月 22 日に、島根原子力発電所 3 号機の新規稼働に向けて国に適合性審査を申請するために、鳥根県と松江市に事前了解の申し入れを行い、鳥取県・境港市・米子市など周辺自治体には事前報告を行うなど、2 号機だけでなく、3 号機についても稼働することを前提に動き出しました。

自治体は、住民の命と暮らしを守る責任がありますので、2 号機 3 号機において、深刻な事故が起きた場合の避難計画について検討する必要があります。また、3 号機の申請が行われようとしている今、安全性について意見を述べる場合においても、貴重な資料になると考えます。

新潟県では、2015 年に柏崎刈羽原子力発電所における事故を想定した放射性物質の拡散影響評価を実施し、東京電力に対してフィルタベント設備検討のため、放出開始まで 25 時間後、18 時間後、6 時間後の 3 ケースと、「注水できず格納容器が破損し、フィルタベントを通さずに放出される」参考ケースなどのシミュレーション結果を出しています。

また、中国電力では、住民説明会の際、自治体からの要望があれば、放射性物質拡散シミュレーションを提出することができると述べています。

以上の理由により、島根原子力発電所 2 号機・3 号機が稼働した時、深刻な事故が生じた場合の放射性物質拡散シミュレーションを提出することを、中国電力に求めてください。